

## 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 知事は、新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例がある者に対する必要な検査体制及び医療体制の強化を図るため、医療機関等が行う設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和2年4月30日付け厚生労働省発医政0430第1号、厚生労働省発健0430第5号。厚生労働事務次官通知の別紙)、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号、厚生労働省発健0401第6号、厚生労働省発薬生0401第67号。厚生労働事務次官通知の別紙)、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号。厚生労働事務次官通知の別紙)、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和5年4月5日付け厚生労働省発医政0405第2号、厚生労働省発健0405第1号、厚生労働省発薬生0405第56号。厚生労働事務次官通知の別紙)、(令和5年5月8日付け厚生労働省発医政0508第13号、厚生労働省発健0508第10号、厚生労働省発薬生0508第58号。厚生労働事務次官通知の別紙)及び(令和5年9月29日付け厚生労働省発医政0929第5号、厚生労働省発感0929第4号、厚生労働省発医薬0929第81号。厚生労働事務次官通知の別紙) (以下「包括支援交付金(医療分)交付要綱」という。)及び沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和2年6月16日付け医政発0616第1号、健発0616第5号、薬生第0616第2号。厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知の別紙)、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和3年4月1日付け医政発0401第8号、健発0401第11号、薬生第0401第18号。厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知の別紙)、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和4年4月1日付け医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生第0401第23号。厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知の別紙)及び令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和5年4月5日付け医政発0405第3号、健発0405第1号、薬生発0405第1号。厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知の別紙)、(令和5年5月8日付け医政発0508第12号、健発0508第6

号、薬生発 0508 第 4 号。厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知の別紙）及び（令和 5 年 9 月 29 日付け医政発 0929 第 23 号、感発 0929 第 3 号、医薬発第 0929 第 12 号。厚生労働省医政局長、健康・生活衛生局感染症対策部長、医薬局長連名通知の別紙）（以下「包括支援交付金（医療分）実施要綱」という。）に記載されている医療機関等とする。

（交付の対象となる事業）

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、包括支援交付金（医療分）実施要綱に基づき、医療機関等が行う次に掲げる事業とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）

(2) 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）

(3) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

本事業は令和 5 年 4 月 1 日から 5 月 7 日までの事業を対象とする。

（補助対象経費等）

**第 4 条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の算定方法）

**第 5 条** 補助金の交付額は、別表の第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額と同表の第 3 欄に定める基準額を比較して少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額との比較して少ない方の額に、同表の第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

**第 6 条** 補助金の交付を受けようとする医療機関等（以下「補助事業者」という。）は、第 3 条に掲げる事業ごとに新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 設備整備計画書

(3) 経費所要額内訳書

(4) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

**第 7 条** 知事は、前条第 1 項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、新型コロナウイルス感染症患者等

入院医療機関等設備整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

（交付申請の取り下げ）

**第8条** 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

**第9条** 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

**第10条** 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

**第11条** 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

**第12条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 設備整備実績報告書
- (3) 経費所要額内訳書
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第13条** 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助

事業の実施結果が交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金返還命令通知書（様式第7号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

**第14条** 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払いできるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業補助金請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

**第15条** 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第

2 項及び第 3 項の規定を準用する。

- 5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

**第 16 条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、包括支援交付金（医療分）交付要綱に定める様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

**第 17 条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(その他)

**第 18 条** この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和5年6月29日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和5年10月20日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

## 別表

事業	補助対象経費	基準額	補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）	新型コロナウイルス感染症患者等入院させるために必要な設備を整備する経費であって、次に掲げる経費 需用費（新設又は増設に伴う初度設備を購入する場合に限る）、使用料及び賃借料、備品購入費 ※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から同年9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、基準額欄に掲げる設備のうち病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び(3)个人防护具以外は、対象外とする。 また、(3)个人防护具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。	次により算出された額とする。 (1)新設又は増設に伴う初度設備 1床当たり 133,000円 (2)人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 (3)个人防护具 1人当たり 3,600円 (4)簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 (5)簡易ベッド 1台当たり 51,400円 (6)体外式模型人工肺及び付帯する備品 1台当たり 21,000,000円 (7)簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 (8)HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 (9)HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円 ※(8)、(9)については、令和5年5月8日以降に発注し、令和6年3月31日までに納品されたものに限る。	10/10

事業	補助対象経費	基準額	補助率
外来対応医療 機関設備整備 事業（旧帰国 者・接触者外 来等設備整備 事業）	<p>新型コロナウイルス感染症の疑い例がある外来患者等を診察するために必要な設備を整備する経費であって、次に掲げる経費</p> <p>使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から同年9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、基準額欄に掲げる設備のうち、(3)個人防護具以外は、対象外とする。</p> <p>また、(3)個人防護具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>	<p>次により算出された額とする。</p> <p>(1)HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</p> <p>(2)HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円</p> <p>(3)個人防護具 1人当たり 3,600円</p> <p>(4)簡易ベッド 1台当たり 51,400円</p> <p>(5)簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	10/10



事業	補助対象経費	基準額	補助率
新型コロナウイルス感染症 重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関等が高度医療を行うために必要な設備を整備する経費であって、次に掲げる経費  使用料及び賃借料、備品購入費  ※補助対象期間は、令和5年4月1日から令和5年5月7日までとする。	次により算出された額とする。  (1)超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円  (2)血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円  (3)気管支鏡 1台当たり 5,500,000円  (4)CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台当たり 66,000,000円  (5)生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円  (6)分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円  (7)新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円	10/10